神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	明治期の箱根山周辺安山岩の石材利用と土屋大次郎の事業活動
著者	丹治雄一
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 43 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2016 年（平成 28 年）12 月
判型	A4（210mm × 297mm）

【研究ノート】

明治期の箱根山周辺産安山岩の石材利用と土屋大次郎の事業活動

丹治雄一

【要旨】

本稿の目的は、神奈川県足柄下郡岩村（現真鶴町）に生まれ、箱根山周辺産安山岩の採掘・販売を手がけ、のちには茨城県西茨城郡西山内村稲田（現笠間市）での花崗岩の採掘にも進出した土屋大次郎（一八五七～一九一〇）の事業活動を現存する史料に基づいて跡づけることである。

土屋は、石材の採掘・輸送・販売・据付などの事業を展開した企業家で、その事業活動の初期には、岩・真鶴両村など神奈川県西部で産し、「相州堅石」とも称される箱根山周辺産安山岩を取り扱い、東京湾要塞の砲台群や横浜船渠・浦賀船渠両社のドック、横浜港の第二期築港工事などに石材を供給する一方で、一九〇三（明治三六）年に茨城県の稲田へ進出し、「稲田石」と通称される花崗岩の採掘にも参入した。

岩・真鶴など箱根山周辺産安山岩の採掘・販売から事業を興し、晩年には稲田での花崗岩の採掘・販売へと事業を拡大した土屋の事業活動は、箱根山周辺産安山岩＝「相州堅石」から茨城県産花崗岩＝「稲田石」へと土木建築用材としての石材需要がシフトしていく時代の趨勢を象徴するものと捉えることができよう。

【キーワード】

土屋大次郎　箱根山周辺産安山岩　石材　土屋家文書

はじめに

本稿の目的は、神奈川県足柄下郡岩村（現真鶴町）に生まれ、箱根山周辺産安山岩の採掘・販売を手がけ、のちには茨城県西茨城郡西山内村稲田（現笠間市）での花崗岩の採掘にも進出した石材企業家土屋大次郎（一八五七～一九一〇）の事業活動をおもに神奈川県立公文書館が所蔵する「土屋家文書」により跡づけることである。

土屋の石材企業家としての事績は、二〇一六（平成二八）年二月から三月にかけて当館と神奈川県立生命の星・地球博物館との共催で当館を会場として開催した特別展「石展 ―かながわの歴史を彩った石の文化―」（以下、本稿では「石展」と略記する）において、主として箱根山周辺産安山岩の納入に関する史料により紹介したところであるが、同展の展示ストーリーおよび展示スペースの関係上、十分言及しきれなかった点も多々あったものと考えている(1)。そこで、本稿では同展でも紹介した神奈川県立公文書館が所蔵する土屋大次郎に関わる史料群「土屋家文書」の内容をさらに検討することにより、土屋の石材企業家としての事業活動のうち、特に前半期の箱根山周辺産安山岩に関わる事業を中心に論じていくことにしたい(2)。

さて、本稿に関連する既往の研究について触れておきたい。土屋大次郎とその事業活動を取り上げた研究はいくつか挙げることができるが、いずれも概括的な記述にとどまっている(3)。また、土屋に限定せず建築史や産業史研究に視野を広げてみても、近代の石材に関する研究蓄積は多くなく、近代の石材史はその成り立ちや構造を概観できるほどには研究が進展していないのが現状である(4)。これまで研究が進展しなかったのは、石材採掘業の経営主体が零細規模で、地元に残存する史料が限定されて

いることなどにその理由を求めることができよう。しかし、近年は江戸城や大坂城の石垣修築用石材を供給した石丁場に関する調査成果が発表されるなど、主として近世期を中心に石材史への関心が高まりつつある。[5]こうした最新の研究状況を踏まえるならば、近現代の石材史についても地域における実態解明を進める必要があると指摘することができよう。石材産業は地域の地質構造をベースにして成り立つ地域密着型産業という側面を持っており、そうした面から見ても地域史研究の重要なファクターとなり得るのである。

以下、本稿では主として明治二〇年代から四〇年代にかけての土屋の事業活動のうち、前半期の箱根山周辺産安山岩に関わる事業を中心に検討していきたい。

一　明治初期の箱根山周辺産安山岩の動向

(1)「箱根山周辺産安山岩」とは

本節では、まず土屋がその事業活動の前半期におもに扱った「箱根山周辺産安山岩」とはどのような岩石（石材）であったのかを確認したうえで、同石材を産出した神奈川県西部の石材産地の明治初期の状況を概観する。

本稿において「箱根山周辺産安山岩」と呼称する岩石（石材）は、現在の小田原市南西部から伊豆半島東岸地域にかけて分布する箱根山の火山活動で噴出したマグマを起源とする岩石のことを指す。火山活動で噴出したマグマが冷え固まってできる岩石は火成岩と総称され、そのうち地表付近で比較的急速に冷え固まった岩石が火山岩であり、地下深くでゆっくりと冷え固まった岩石を深成岩と称する。安山岩は火山岩に分類される岩石で、斜長石・輝石・磁鉄鉱などの鉱物の斑晶（結晶）と石基（細粒の基地の部分）からなり、全体として灰色がかった色目のものが多い。これらの箱根山周辺産安山岩は、中世には五輪塔・宝篋印塔、近世以降は「伊豆石」「相州堅石」などの名称で江戸城の石垣修築、近世末から近代初頭にかけては品川台場・横浜港・横須賀製鉄所などの土木施設の築造に用いられた。[6]近代における石材の主要な用途は土木・建築物向けであり、箱根山周辺産安山岩もさまざまな土木・建築用材として利用されたのである。

(2) 明治初期の「石方六ヶ村」

次に、箱根山周辺産安山岩採掘をめぐる土屋大次郎登場以前の明治初期の動向に触れておきたい。[7]

まず、一八七〇（明治三）年一二月一四日に、工部省は小田原藩管内の根府川村・江之浦村・岩村・真鶴村・吉浜村・門川村の石山を同省の所管とし、産出した石材を横須賀製鉄所（翌年、横須賀造船所と改称）建設に使用する旨の達を発した。この達で工部省の所管とされた村々は、近世期に江戸城の石垣修築や品川台場・横浜港の築造などに使用する御用石を取り扱ったいわゆる「石方六ヶ村」にあたり、これらの村々に所在する石山（丁場）から産出する石材を、幕府から明治政府が引き継いで建設を進めていた横須賀製鉄所で使用することは、石方六ヶ村という近世的秩序が近代にも継続していたことを示す事例としても興味深い。いずれにせよ、これにより石材需要が復活し、箱根山周辺産安山岩の近代の歩みがスタートするのである。

しかし、この工部省管轄の時代は長くは続かず、一八七三年四月に六ヶ村の石山は工部省の管轄を解かれると、各地の丁場を統括することが難しくなり、商業資本の介入を招くなど地元で採掘に関わる人々に混乱

が広がる事態となった。このような状況に対応するため、一八七四年五月にこれら六ヶ村は合議の上、足柄県の保護のもと「相模六ヶ村石山会社」を設立し、官省御用をはじめとするすべての石材の注文を引き受けることとした。事務所を港湾運輸の便利な真鶴村に置いたことから、社名は「真鶴会社」と称した。会社融通元金（資本金）の四〇〇〇円は、足柄県が貸与している。設立当初の真鶴会社は、陸軍省武器庫や鉄道建設用の石材注文により事業が徐々に進展し、新たな入社希望者も出てきたため、翌一八七五年九月に組織を改め、社名も「堅石会社」と改称した。改組にあたり、六ヶ村の持ち株数は岩村の二三株を筆頭に、真鶴村五株半、門川村五株、江之浦村四株半、根府川村四株、吉浜村半株の合計四二株半と定められた。設立資金には小野組が援助した八〇〇〇円が充てられたが、同年一一月の小野組の倒産により営業に支障を来たすこととなり、陸軍省など石材出荷先の官省の要請で内務省が二万円を貸し付けるとともに、小野組が援助した八〇〇〇円は明治政府が肩代わりすることとなった。このように、政府や足柄県の殖産興業政策による保護と陸軍や鉄道などの官省御用による石材需要はあったものの、堅石会社の経営は振るわず、一八八三（明治一六）年には廃業する。以後、箱根山周辺産安山岩の採掘は、各村による事業から個人経営の時代へと移行するのである。

二　初期の事業活動

（1）神奈川県立公文書館所蔵「土屋家文書」と土屋大次郎の経歴について

本節では、本稿で主として使用する史料群である神奈川県立公文書館が所蔵する「土屋家文書」の概要等を紹介した上で、主として同文書により土屋大次郎の箱根山周辺産安山岩を扱った初期の事業活動について論じていくこととしたい。

「土屋家文書」は土屋家旧蔵と考えられる一四六件の史料からなる史料群で、現在は神奈川県立公文書館が「相模国足柄下郡岩村　土屋家文書」として所蔵し、同館において公開されている。収められた史料の年代は、最も古い史料が一八八五（明治一八）年で、最も新しいものでは一九四〇（昭和一五）年の史料もあり、土屋大次郎と長男で大次郎の死後その事業を継承した康二の時代に及ぶ史料群であることが確認される。大次郎が死去する一九一〇（明治四三）年以前の史料が全体の六割ほどを占め、それらを含めて明治期の史料が全体の四分の三ほどの構成となっている。なお、土屋大次郎に関わる史料としては、同文書のほかに『真鶴町史』にその一部が掲載された「土屋文雄氏所蔵資料」と、現在も大次郎の子孫が保管している史料がある。筆者は「石展」の際にこれらの史料群のうち一部について調査を行ったが、「土屋文雄氏所蔵資料」の大部分については、諸般の事情により調査することが叶わなかった。未見史料の調査については、他日を期すこととしたい。

図１　土屋大次郎肖像写真
（個人所蔵）

さて、次に土屋大次郎の経歴を確認しておきたい。土屋は一八五七（安政四）年一二月一三日、岩村の石工武川半三郎の次男として生まれる。一五歳で石工となり、岩村内の丸山丁場で働き始め、駿河江之浦（現沼津市）で修業ののちに親戚の土屋家の養子となり、土屋石店（土屋商店）を開業して箱根山周辺産安山岩の採掘・輸送・販売・据付などの事業を展開した。その後、茨城県西茨城郡西山内村稲田（現笠間市）での花崗岩の採石状況を知り、一九〇三（明治三六）年に太田黒重五郎・水田玄二らと共同で稲田での花崗岩採掘に進出する。また、稲田へ進出した同年の一九〇三年に神奈川県会議員、一九〇九（明治四二）年には衆議院議員に当選し、政界へも活動の舞台を広げていくが、その翌年の一九一〇年五月一二日に五四歳で死去した。

（2）「白石丁場」の共同経営と「陸軍丁場」との関わり

ここからは、土屋の初期の事業活動について、具体的に触れていきたい。

「土屋家文書」で確認できる土屋の最も古い事業活動の記録は、「明治一八年十月十二日売渡」との記載がある石材運搬用和船「大新丸」の購入である[8]。本史料は、土屋が一八八五（明治一八）年一〇月に東京市深川区の昌谷彰から購入した和船「大新丸丙第弐号」が描かれた絵図である。和船を購入した一八八五年は、一八五七（安政四）年生まれの土屋が二〇代後半の時期にあたっており、先に紹介した石工修業ののち、石材企業家として本格的なスタートを切った時期と想定してよいのではないかと思われる。土屋は以後も複数の石材運搬船を所有し、岩・真鶴周辺の船主と共同して相模回漕組合も設立している。次節で詳しく紹介する表1を見ても、土屋の事業活動の中で回漕収入はおおむね一〇％を超える規模で推移しており、一九〇一（明治三四）年のように総収入の三〇％近くに達する年もあるなど、石材運搬の帰り荷として日用雑貨品等を積載する回漕業は、土屋の事業活動の中で安定的な収入源となっていたことが窺われるのである[9]。なお、土屋大次郎没後の大正期の史料では、動力機関と帆走設備を併用する機帆船の購入も確認される。

続いて、土屋の本業である石材の取り扱いについて見ていくと、まず注目されるのが「白石丁場」の共同経営に関わる史料である。「白石丁場」とは足柄下郡吉浜村鍛冶屋（現湯河原町）産のデイサイトである「白丁場石」（「白石」「相州みかげ」とも称する）を産出する丁場のことを指す。この「白石丁場」で産出される白丁場石も箱根山周辺産安山岩に位置づけられる石材で、近代洋風建築の外装材として、日本銀行本店本館（一八九六年竣工、重要文化財）・横浜正金銀行本店本館（一九〇四年竣工、現神奈川県立歴史博物館、重要文化財）・東宮御所（一九一一年竣工、現迎賓館赤坂離宮、国宝）をはじめとする多くの建物で使用され、ブランドとして認知されていた石材であった。大蔵省臨時建築部が実施した建築用石材に関する全国調査の報告書である『本邦産建築石材』では、花崗岩・大理石以外の石材で「最モ重要」との評価も受けている[10]。では、その白丁場石の共同経営の経緯を「土屋家文書」から見てみよう。

史料1　白石丁場共同経営に関する仮約定証

仮約定証

一　拙者（中村文蔵）借受之足柄下郡鍛冶屋村字白石丁場石山ノ義今回貴殿（土屋大次郎）ト示談ノ上向八ヶ年間共同致シ山方伐出シ及売買トモ総テ協義ノ上可致候事（中略）尤実行ハ来ル明治廿二年二月一日ヨリ執行可致候（後略）[11]

史料2　白石丁場共同経営解消にともなう趣意金領収権利移転之証

趣意金領収権利移転之証

一　金六百円也

右者神奈川県足柄下郡吉浜村鍛冶屋字白石丁場ニ於ケル貴殿（土屋大次郎）ト拙者（中村文蔵）トノ共同石材斫出営業ニ関シ今回双方精算ヲ遂ケ趣意金トシテ金六百円也貴殿ヨリ拙者共ニ受取拙者カ該丁場ニ対シテ有セシ従前ノ権利ハ凡テ貴殿ニ移転スヘキ約定相整頭書ノ金額御渡相成正ニ領収仕候（後略）(12)

以上の史料の記載によれば、土屋は東京市芝区（現港区）の中村文蔵が借り受けていた「字白石丁場石山」を一八八九（明治二二）年から八年間共同経営する約定を取り交わすが、その約定から三年後の一八九一年には共同経営を解消し、土屋が権利を継承したことなどが判明する。土屋が石材企業家としてのキャリアの初期に白丁場石の切り出しに関わっていたことを示す大変興味深い史料である。しかしながら、白丁場石の採掘・販売のために、一八九八（明治三一）年四月に常盤半蔵ら吉浜村の有力者と東京市を住所地とする者の共同出資（資本金二万円）により吉浜村に設立された相陽白石合資会社に土屋は出資していないことから、ここで紹介した史料の以後、土屋が白丁場石とどのように関係したのかは判然としない。

本節の最後に、土屋の石材企業家としてのキャリアに決定的な影響をおよぼしたと考えられる「陸軍丁場」との関わりに言及しておきたい。

史料3　陸軍省所轄砲台建築用石材採取場監守取締方法伺出の件

民二号

石材採取場監守取締方法伺出之件

神奈川県足柄下郡岩村三拾壱番地

土屋大次郎

伊豆国加茂郡川奈村以北相模国足柄下郡早川村ニ至ル沿海岸陸軍省所轄砲台建築用石材採取場別紙監守取締概則之通相心得遵守スヘシ

明治二十三年九月十六日

工兵第一方面（印）(13)

史料4　陸軍省所轄石材採取場監守取締概則

陸軍省所轄石材採取場監守取締概則

第一条

一　伊豆国加茂郡川奈村以北相模国足柄下郡早川村ニ至ル沿岸陸軍省所轄砲台建築用石材採取場境界ハ現場植置ノ境界杭幷各所村役場備付ノ地図ニ詳ナリ

第二条

一　臨時砲台建築部官吏及当方面官吏官用石材採取ノ為メ出張ノ節特ニ命令アルトキハ服従ハ勿論其他不都合ナキ様尽力致ベシ

第三条

一　陸軍省官用石材採取ノ外境界内ニ於テ石材採取ヲ厳禁ス

第四条

一　前項ノ陸軍省所轄海岸ノ監守巡視ハ一ヶ年二十回以上ニシテ境界杭ノ毀損及其他ニ注意シ異状アル際ハ直ニ書面ヲ以テ当方面エ報告スベシ

第五条

一　陸軍省所轄内ニ於テ人民繋船及石材積込ムヲ許サズ

第六条

一　人民猥リニ境界内ニ立入リ石材窃取シ又ハ境界杭毀損及境界内地所欠損セシムル者アル時ハ取押ヱ最寄警察署又ハ村役場ヱ引渡シ其事由ヲ書面ヲ以テ当方面ヱ報告スベシ(14)

ここに掲げた史料は、陸軍省が足柄下郡早川村（現小田原市）から静岡県賀茂郡川奈村（現伊東市）にかけての沿岸に東京湾要塞建設のため設定した「陸軍省所轄地砲台建築用石材採取場」（以下、「陸軍丁場」と略記する）の監守を土屋が務めていたことを示すものである。現在確認しうる史料からは、土屋が「陸軍丁場」監守に任命された経緯は判明せず、この点の事実解明については今後の課題としたい。また、「陸軍丁場」設定の始点と終点は、現時点では明らかにしえないが、防衛省防衛研究所所蔵史料を調査したところ、その始点は一八八八（明治二一）年以前、終点は一九一三（大正二）年以降になるのではないかと思われる。史料4によれば、設定されたエリア内では官用以外の石材採取や人民の繋船・石材積み込みが禁じられており、監守である土屋には、年間二〇回以上の「監守巡視」が求められていた。このような「陸軍丁場」の管理・取締という役割にとどまらず、監守という立場から地元の石材業者の意向や利益を代弁する活動を行っていたことを示すのが以下の史料である。

史料5　人民所有石材陸軍省所有地通過の儀に付伺

人民所有石材陸軍省所有地通過ノ儀ニ付伺

神奈川県足柄下郡岩村

土屋大次郎

一　明治廿三年九月神奈川県足柄下郡早川村ヨリ静岡県加茂郡川奈村迄ノ沿岸陸省（ママ）所轄地砲台建築用石材採取場監守仰付ラレ候ニ付テハ取締概則ニ基キ精々注意相勤メ罷在候処該地方ノ人民ハ従来石材職業ヲ以テ渡世致シ候者不少人民所有ノ石採場ハ海岸ヨリ数里ヲ隔タレシ場所ヨリ伐出致シ候ニ付海岸船積場所数年内ニ数ヶ所ニ跨リ往々転地ノ都合ニヨリ不得止陸軍所轄地海岸ヲ通過致サヾレハ船積等出来サル困難情実モ不少哉ニ間々見受居リ候得共地方人民共陸軍省ノ御所轄地ナルヲ察シ黙止罷在候状況モ有之候依テ別紙図面ノヶ所ニ限リ万不得止事情見認メ候節ハ陸軍所有地海岸ニ於テ人民所有石材通過及ヒ船積差許シ度依而特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成候様仕度此段奉伺上候也

追テ本文御許可相成候上ハ自費ヲ以テ標杭柱立将来不都合無

之様致度此段伺い添え候也

右

土屋大次郎（印）

明治二十三年十一月廿二日

工兵第一方面御中

伺之通

明治廿三年十二月一日（印）[15]

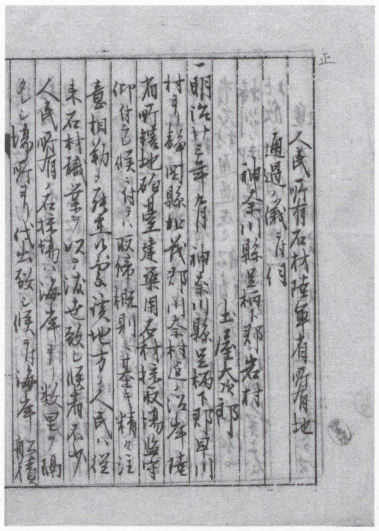

図２　人民所有石材陸軍省所有地通過ノ儀ニ付伺
（史料５、神奈川県立公文書館所蔵）

本史料は、「陸軍丁場」監守を務める土屋が、やむを得ない事情がある場合に限り、民間の業者が切り出した石材が「陸軍丁場」内を通過することとその石材の「陸軍丁場」内での船積みを許可するよう伺い、陸軍工兵第一方面が許可した史料である。監守という立場を巧みに利用しつつ、地元の石材業者の利益を代弁して陸軍にその主張を認めさせることができたことは、土屋が石材企業家としての地歩を着実に固めつつあったことの証左と見なすことができよう。なお、「土屋家文書」には、一八九三（明治二六）年に同じく陸軍工兵第一方面にあてて、「陸軍省砲台御建築御用石場」から採取・搬出する石材に付着した海藻を肥料用として利用することの承認と、それが認められた場合には「御用石場」の監守を務める旨を願い出た一連の史料も存在する[16]。これらの史料からは、監守の任期や監守を務めることのメリットなど、さらに検証が必要な課題が見えてきたことを確認しておきたい。

以上、本節では、主として土屋の石材企業家としての初期の活動を紹介してきた。これらは土屋の事業活動の原点と位置づけられるもので、特に「陸軍丁場」への監守としての関わりについては、次節で触れるその後の事業展開にも大きな影響を及ぼしたものと考えられるのである。

三　箱根山周辺産安山岩事業の拡大

（1）東京湾要塞への石材納入

本節では、主として明治二〇年代後半以降になされた箱根山周辺産安山岩の納入に関わる史料から、土屋の当該期の事業活動を見ていきたい。

「土屋家文書」に収められた土屋の事業活動の中期に位置づけられる当該期の石材納入に関する史料の中で、特に注目されるのは、東京湾要塞を構成する各施設への石材納入の史料である。土屋の石材納入に関わる史料が確認される東京湾要塞の施設は、花立台砲台・小原台堡塁・走水高砲台・千代ヶ崎砲台・三軒家砲台・第三海堡である[17]。本項では、まず小原台堡塁への石材納入の史料を検討してみたい。

史料６　小原台堡塁建築用石材購買供給請負の契約書（写）

契約書

今般神奈川県三浦郡浦賀町走水高砲台及小原台堡塁建築用石材購買供給請負ノコトニ就テ工兵第一方面横須賀支署長江間経治ト神奈川県相模国足柄下郡岩村参拾壱番地土屋大次郎トノ間ニ左ノ条件ヲ契約ス

第一条（中略）

名称	員数	単価	小計
軟石	長弐尺　壱尺角	標本乙号ノ分　千五百本	金　　金

金　小原台堡塁軟石ノ分

右ノ金額ヲ以テ前記ノ物件供給請負一切ノ費用ト定ム（後略）[18]

本史料は、三浦郡浦賀町（横須賀市）の走水高砲台と小原台堡塁への建築用石材供給について陸軍工兵第一方面横須賀支署と土屋大次郎が取り交わした契約書の写しである。小原台堡塁は、一八九四（明治二七）年に竣工した沿岸砲台の背面防御を担う東京湾要塞の施設で、土屋は同堡塁に「軟石」「長弐尺壱尺角」を「千五百本」納入する契約となっていた。ここに記載された「軟石」とは箱根山周辺産安山岩よりやわらかい石材、すなわち凝灰岩を指すものと考えられる。凝灰岩は岩石や鉱物、火山噴出物などの破片が固まって形成される堆積岩の一種で、石材としては現厚木市周辺産の七沢石や現鎌倉市周辺産の鎌倉石、現千葉県富津市周辺産の房州石などがある。小原台堡塁跡では、二〇一〇（平成二二）年から二〇一二年にかけて発掘調査が実施され、堡塁内の何らかの石積みの痕跡（D7号構造物）が出土しているが、この石積みが凝灰岩製で、本史料に記載された寸法（「長弐尺壱尺角」）と出土した石材の規格（おおむね長さ60cm、小口30cm角）と同一であることから、土屋が納入したと考えられる「千五百本」の「長弐尺壱尺角」の「軟石」である可能性を指摘することができよう[19]。発掘調査を行ったかながわ考古学財団による当該石材に刻まれた「ト」「ニ」「レ」などの刻印調査により、これらの石積みの石材は、千葉県富津市の鋸山周辺で産出する「房州石」であることが判明し

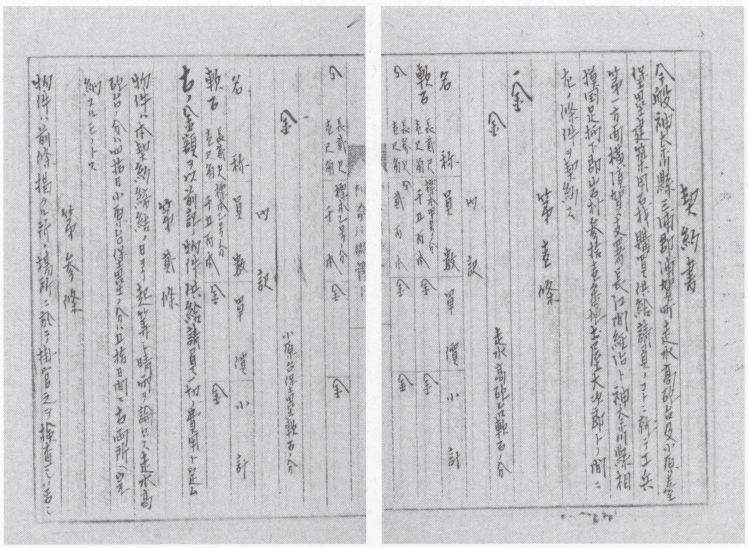

図３　契約書
（小原台堡塁建築用石材購買供給請負に付、史料６、神奈川県立公文書館所蔵）

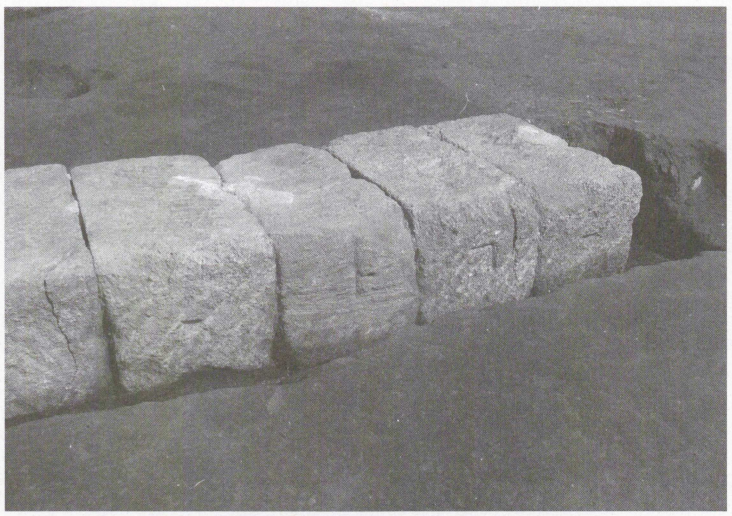

図４　小原台堡塁跡凝灰岩製石材出土状況
（かながわ考古学財団提供）

た。「長弐尺壱尺角」は房州石の切石の規格とは異なるサイズであり、特注品の可能性があるという。土屋がどのような入手ルートで房州石を調達したかは明らかではないが、土屋が当該期に箱根山周辺産安山岩を主たる取扱石材としつつ、安山岩以外の石材も扱っていたことを示しており、「土屋家文書」には同時期の三浦郡産の「三浦石」や「房州石」と同義である「房州元名石」の納入に関する史料も残されている[20]。なお、小原台堡塁跡からは燈明施設に関連する部材と考えられる安山岩製石材も出土しているが、土屋が納入に関与したか否かは不詳である[21]。同堡塁の竣工時期から、「陸軍丁場」産の石材である可能性は考えられよう。

次に、同じく三浦郡浦賀町（横須賀市）に建設され、一八九五（明治二八）年に竣工した東京湾要塞の沿岸砲台・千代ヶ崎砲台の砲床用石材納入にあたって、陸軍砲兵第一方面横須賀支署と土屋大次郎が取り交わした契約書を紹介する。

史料7　千代ヶ崎砲台砲床用石材売買の契約書

契約書

砲兵第一方面横須賀支署長隈部潜ト神奈川県足柄下郡岩村参拾壱番地土屋大次郎トノ間ニ神奈川県三浦郡千代ヶ崎砲台砲床用石材ヲ買売スルノ契約ヲ締結スル「左ノ如シ（中略）

第壱条

甲（隈部）ハ千代ヶ崎砲台砲床ノ築設ニ用ヒンカ為メ乙（土屋）ヨリ石材ヲ購買スヘシ

第弐条

買売スヘキ石材ノ数量ハ合計六拾八個トシ第九条ノ各項ニ記載スル条件ヲ具フルモノタルヘシ

第参条

買売スヘキ石材ノ代金ヲ合計金壱千弐百五拾円八拾銭トシ其内訳ヲ左記ノ通トシ此金額ヲ以テ千代ヶ崎海岸桟橋脇甲指定ノ場所迄陸揚ケ石掻一切ノ費用ト定ム

名称	員数	単価	小計
八角形石	四個	六拾七円九拾銭	金 弐百七拾壱円六拾銭
扇形石	参拾弐個	拾八円	金 五百七拾六円
梯形石	参拾弐個	拾弐円六拾銭	金 四百〇参円弐拾銭

（後略）[22]

現存する千代ヶ崎砲台跡は保存状態が良好で、近代の建築・土木・軍事技術の発展過程を示す重要な遺構であるとして、二〇一五（平成二七）年に国の史跡に指定された施設である。本史料は、土屋の印のみが据えられたもので写しの可能性も考えられるが、同砲台の砲床用石材とし

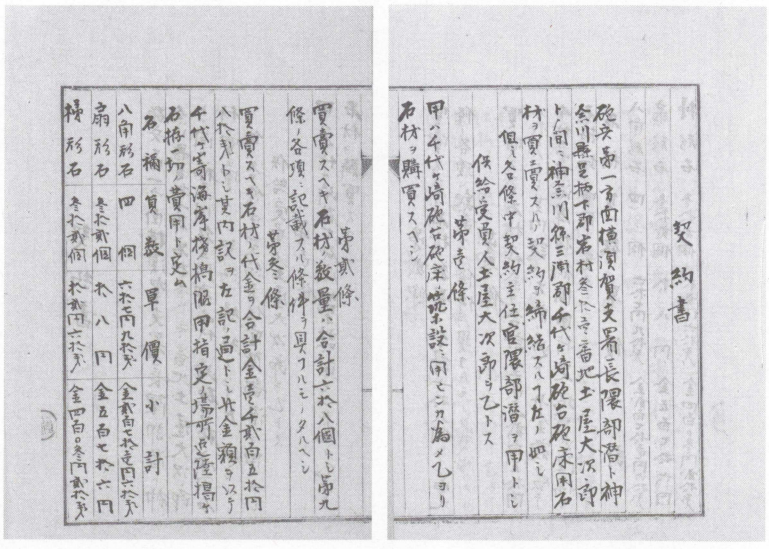

図5　契約書
（千代ヶ崎砲台砲床用石材売買に付、史料7、神奈川県立公文書館所蔵）

て「八角形石」「梯形石」「扇形石」を合計一二五〇円八〇銭納入する契約であった。記載内容に岩石の種類の指定はなく、石材名は納入する石材の形状をあらわしたものであろう。「八角形石」「梯形石」の用途は不明であるが、三二個を納入する契約となっていた「扇形石」は、同砲台跡に現存し、図6の中央に見られる直径五・九二メートルの砲床を縁取る安山岩製切石を意味するものと考えられる。

図6　東京湾要塞跡　千代ヶ崎砲台跡現況
（横須賀市教育委員会提供）

東京湾要塞への土屋の石材納入の最後の事例として、第三海堡を取り上げたい。第三海堡は東京湾口に築造された人工島に設置された砲台である。一八九二（明治二五）年に着工したその建設は困難を極め、一九二一（大正一〇）年に竣工するが、その翌々年の関東大震災で甚大な被害を受けて要塞から除籍されている。「土屋家文書」には、土屋が足柄下郡石橋村・江ノ浦村・岩村の陸軍所轄石材採掘地から「相州堅石」の割栗石など六種の石材を採取し、第三海堡まで運搬することを請け負った合計一一通の契約書が綴られた史料が収められており、少なくとも一九〇一（明治三四）年五月から一九〇四年一〇月にかけて土屋が継続的に石材を納入していたことが判明する。[23]「陸軍所轄石材採掘地」とは、前節で触れた「陸軍丁場」のことであり、ここから土屋が「陸軍丁場」での石材採掘に携わっていたことがわかるだけでなく、「陸軍丁場」での石材採掘の実態を示す史料としても興味深い。

（2）横浜船渠への石材納入

本項では、東京湾要塞への石材納入と並ぶ、土屋の特筆すべき事業活動として、横浜船渠株式会社への石材納入を取り上げたい。

横浜船渠株式会社は、一八九一（明治二四）年六月に「有限責任横浜船渠会社」として設立され、H・S・パーマー立案のドック築造計画を修正した海軍技師の恒川柳作の設計により大小二個のドックの築造を計画した。先に着工することとなった第二号ドックで使用する石材の入札は、「花崗石又は相州堅石」のいずれかを使用することを条件として一八九五（明治二八）年八月に行われた。入札結果とその後の石材納入の経緯は、以下のとおりである。

史料8　横浜船渠第二号ドックへの石材納入

石材　花崗石又は相州堅石何れかを使用するものとし其所要量を一三三、六八九切此個数一五、八九一本と見積り予め新聞紙に広告を為し之か購買入札を明治二十八年八月九日行ひたるに入札者八名にして入札価格は次の如くてある。

一、相州堅石

入札価格　　入札者

金　五三、四七五円余　土屋大次郎
金　五五、八八一円余　原木仙之助
金　五八、一五四円余　服部與兵衛
金　五八、八二二円余　岩本幸八
金　六〇、一五九円余　土岐頼信

二、花崗石

金　六一、四九六円余　大串重五郎
金　六四、一七〇円余　関西石材株式会社
金　六六、五七六円余　草井喜代二

而して当社の予算額は金六万二千八百三十三円余なるに依り最低入札者土屋大次郎と八月十二日購買契約を締結し十月十日より納入を始め明治二十九年六月十日迄に完納することに協定した。然るに其後石材産地に悪疫流行し又各地に於ける鉄道建設工事の為石材切出職工の不足を来したる等に因り明治二十九年十月三十日に至り漸く完納を見た。(24)

入札では、「相州堅石」五名、「花崗石」三名の応札者のうち、相州堅石を最低価格の五万三四七五円余で納入するとした土屋大次郎が落札した。納入予定数量は一三万三六八九切（「切」は石材の取引単位で、一切は一尺立方）、本数は一万五八九一本であった。本史料によれば、土屋は一八九六年六月一〇日までに石材を完納することを契約したが、石材産地での「悪疫流行」と石工不足のため、同年一〇月三〇日にようやく完納することができたという。「土屋家文書」には、横浜船渠が作成し、土屋に渡した各石材の長さ・幅・厚さの仕上がり寸法と必要本数、使用箇所を記載した石材発注の明細書が収められており（図7）、そこには寸法の異なる合計二三五種の石材が書き上げられている。(25) 二号ドックの築造は、一八九五年一月に潮留工事から着工し、翌一八九六年三月二九日の建基式を経て、同年一二月には総長一二八メートルのドックがほぼ竣工した。扉船やポンプの試験を経て第一船が入渠したのは一八九七年四月であった。なお、二号ドック着工後に築造に着手した一号ドックは一八九八（明治三一）年一二月に竣工し、翌一八九九年五月一日にはふたつのドックの開渠式が行われている。旧横浜船渠二号ドックは、現在「ドックヤードガーデン」として横浜ランドマークタワーの敷地内で保存活用されている。一九九三（平成五）年に竣工した保存改修工事により総長一〇七メートルに縮小され、位置も西北に約三〇メートル移設されたが、土屋が納入した石材の大部分は忠実に積み戻された。この保存改修工事後の一九九七年に国の重要文化財に指定されている。

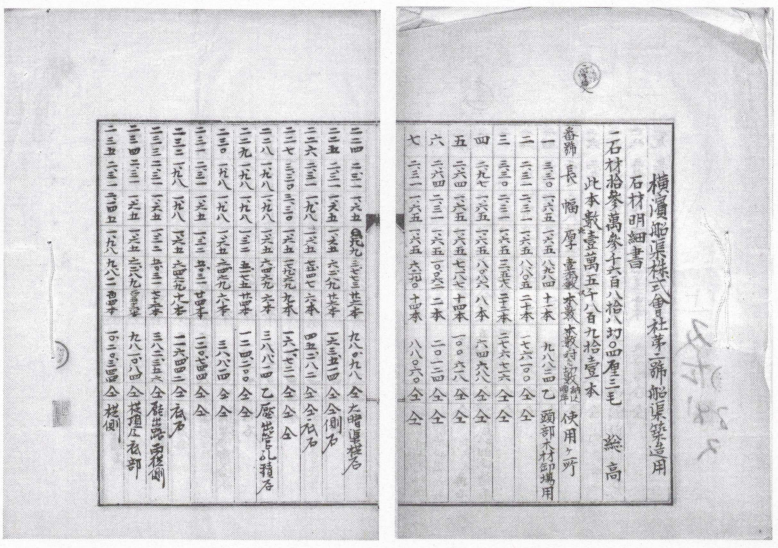

図7　横浜船渠株式会社第二号船渠築造用石材明細書
（神奈川県立公文書館所蔵）

なお、土屋は横浜船渠二号ドック以外にも、一八九八（明治三一）年

四月に起工し、翌一八九九年一一月に竣工した浦賀船渠株式会社一号ドック（現住友重機械工業株式会社浦賀工場一号ドック）にも石材を納入しており、「土屋家文書」には関係史料が残されている。[26] それによれば、浦賀船渠への石材納入は浦賀町で石材業を営む西田安兵衛名義で行われており、「西田安兵衛ハ実務ニ従事シ土屋大次郎ハ金銭ノ出納ニ従事スベキモノトス」との役割分担が取り決められていたが、土屋に対して「諸物価暴騰セシニモ不拘期ヲ不違精良ノ数量ヲ輸送」したとして、同社社長塚原周造から贈られた感謝状もあることから、実質的には土屋による納入であったと見なすことができようか。[27] 杉浦栄次郎が設計した総長一三六メートルのドックは、同じく浦賀に建設された石川島造船所浦賀分工場ドック（現シティマリーナ・ヴェラシス内川間ドック）とともに、国内に二基しか現存しない貴重な煉瓦造ドックである。土屋が納入に関与した「相州産堅石」は渠口部や渠底部、側壁上部の笠石や作業用の階段などに使用されている。他にも、「土屋家文書」には、「横須賀海軍造船廠第四船渠」（現横須賀米海軍基地内四号ドック）直営工事で使役する石工の供給請負に関する契約書も確認される。[28]

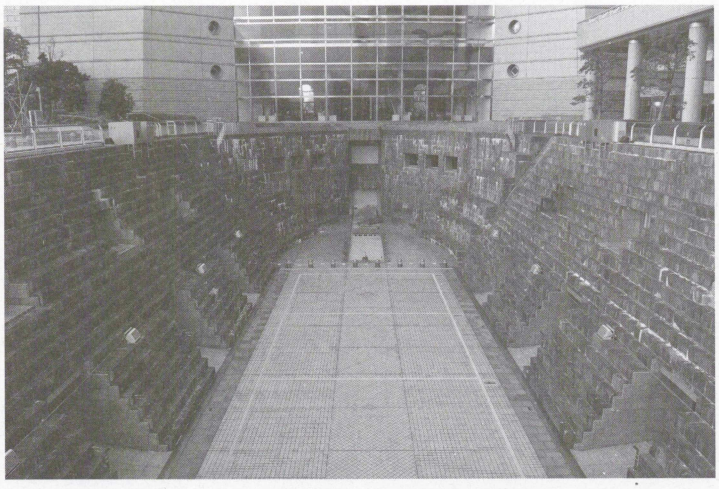

図８　旧横浜船渠株式会社第二号船渠（現ドックヤードガーデン）現況

（3）その他の石材納入事例と「営業高調」に見る事業の推移

当該期の土屋によるその他の箱根山周辺産安山岩納入の事例には、横浜市街鉄道株式会社、[29] 甲武鉄道株式会社、[30] 横浜港第二期築港工事[31]がある。横浜市街鉄道の敷石用では「石材ハ相州六ヶ村堅石タルベシ」、甲武鉄道に納入する間知石では「相州産ノ品質微密堅硬ナルモノ」、横浜新港埠頭の造成では「相州堅石又ハ之ニ劣ラサル良石」との表現で、いずれも箱根山周辺産安山岩＝相州堅石を納入する契約となっていたのである。

本節の最後に、当該期の土屋の事業の概要を表1により検討してみたい。本表からは一八九四（明治二七）年・一八九六年・一八九七年・一九〇一（明治三四）年の土屋石店の営業高と主要な納入先が判明する。全般的な傾向としては、石材関係の売上（「石材・砂利販売・土木請負収入」）は金額・構成とも年次ごとの変動が大きいが、東京湾要塞築造関係は、史料7で見た千代ヶ崎砲台への石材納入がなされた一八九四年には、「砲兵第一方面支署」「工兵方面支署」をあわせて同年の収入の五〇％に迫る構成比を占めており、第三海堡への石材納入が行われていた一九〇一年も年間収入の四〇％強が第三海堡関係となっている。その他では、横浜船渠への大量の石材納入（約四万二〇〇〇円）が一八九六年の収入規模を大きく引き上げていること、鉄道関係の取引が一八九六・九七年に一定の金額にのぼっていることなどが確認されよう。前節でも触れたように、回漕収入は一九〇一年を除けばその構成比は極めて高いわけではないものの、安定的な収入源となっていたことを見て取ることができる。

以上まとめると、土屋の箱根山周辺産安山岩に関わる事業は、前節で見た「陸軍丁場」監守時代に構築した陸軍との関係をベースにしたと考

表１　土屋商店営業高の推移（1894 ～ 1901 年）

（単位：円）

費目	1894年	対合計比（%）	費目	1896年	対合計比（%）
石材・砂利販売・土木請負収入	18,166.09	88.52	石材・砂利販売・土木請負収入	91,703.44	94.24
うち　砲兵第一方面支署	6,161.83	30.02	うち　横浜船渠株式会社	42,275.22	43.44
うち　工兵方面支署	3,878.80	18.90	うち　鉄道局間知石	13,480.00	13.82
うち　田口尽吉（豊吉カ）	2,928.50	14.27	うち　鉄道局堅石	11,610.00	11.93
うち　土木監督署	2,579.70	12.57	うち　原木仙之助	6,680.63	6.87
うち　森清右衛門	800.91	3.90	うち　第一区土木監督署	3,059.20	3.14
回漕収入	2,355.16	11.48	回漕収入	5,604.08	5.76
合計	20,521.25		合計	97,307.52	
費目	1897年	対合計比（%）	費目	1901年	対合計比（%）
石材・砂利販売・土木請負収入	61,566.62	88.60	石材・砂利販売・土木請負収入	45,663.48	71.17
うち　鉄道作業局	40,818.00	58.74	うち　第三海堡	26,527.00	41.34
うち　原木仙之助（含出張所）	12,475.98	17.95	うち　両国橋改築用	6,282.90	9.79
うち　横須賀鎮守府	2,901.20	4.18	うち　原木仙之助	4,515.95	7.04
うち　第一区土木監督署	1,824.00	2.62	うち　横須賀鎮守府	3,360.00	5.23
うち　青木庄太郎	1,569.45	2.26	うち　鹿島組	1,495.45	2.33
回漕収入	7,920.53	11.40	回漕収入	18,500.00	28.83
合計	69,487.15		合計	64,163.48	

（「土屋石店営業高調　一八九四～一九〇一年」、『真鶴町史』資料編、604～610ページをもとに作成）

えられる東京湾要塞への石材納入と、土屋の企業家としての信用力向上に大きく寄与したであろう横浜船渠への大量の石材納入などにより、安定的な成長を成し遂げたと総括することができよう。

四　稲田産花崗岩の採掘・販売への進出

本節では、土屋の事業活動の後半期になされた茨城県西茨城郡西山内村稲田（現笠間市）での花崗岩採掘・販売への進出について、その経緯と事業の概要を紹介する。

土屋は稲田での花崗岩の採掘状況を知り、一九〇三（明治三六）年に太田黒重五郎・水田玄二らと共同で稲田での石材採掘に進出し、土屋商店を開業する。[32] 一九〇七年からは同じ岩村出身の朝倉大助に支配人を委嘱して、稲田での事業を統括させている。土屋の稲田への進出は、一八八七（明治二〇）年ごろから稲田での石材採掘を行っていた当地の石材採掘の先駆者藤原与太郎の事業および採掘権を継承するかたちでなされたものであった。稲田で採掘される花崗岩は、

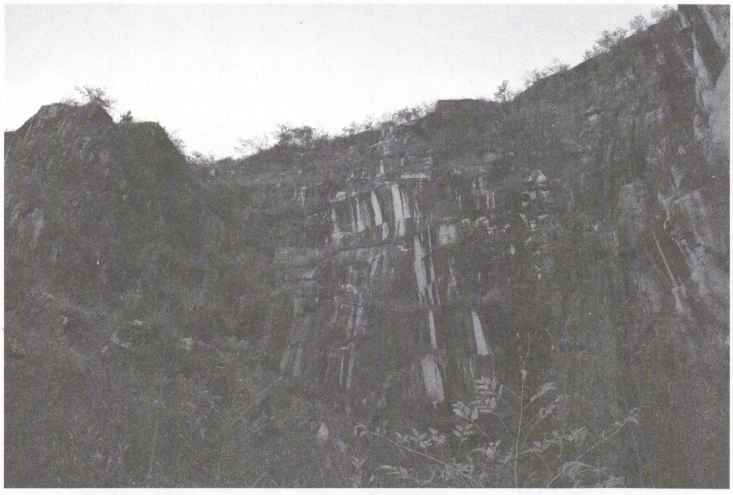

図９　土屋大次郎が花崗岩を採掘した
茨城県西茨城郡西山内村稲田（現笠間市）の丁場跡

箱根山周辺産安山岩と同様、火山活動で噴出したマグマが冷え固まってできる火成岩であるが、マグマが地下深くでゆっくりと冷え固まって形成される深成岩で、安山岩とは石質の異なる岩石である。色目もグレーがかったものが多い安山岩に対して、花崗岩は白っぽく見える石英や長石などの鉱物と黒い黒雲母や角閃石などの鉱物などからなるごま塩状で、全体として白い石と認識される。関東地方で花崗岩の採掘が本格化するのは、一八九七年に水戸線の稲田駅が開業し、稲田の石材開発が進展する明治三〇年代以降であり、それ以後東京をはじめとする関東地方でも、箱根山周辺産安山岩から稲田産などの花崗岩への土木建築用材の代替化が進展していくこととなるが、土屋の稲田への進出はこのような時代の趨勢を捉えた行動であったと考えられる。

「土屋家文書」には、稲田での石材や採掘権の買い受けや、土屋が石材を採掘した丁場と稲田駅を結ぶ石材運搬用軌道、土屋が水田らと一九〇五（明治三八）年ごろに設立した茨城石材合資会社、鍋島彦七郎や中野喜三郎ら稲田開発の有力者とともに一九〇七年に設立した帝国石材株式会社に関係する史料などが収められているほか、土屋が納入した稲田産花崗岩が東京市電の敷石や日本橋（一九一一年竣工）に使用されたことを記す史料も残されている。これらはいずれも稲田での初期の事業の様子を知ることができる史料であるが、土屋の稲田における事業活動の詳細な検討は後考に譲ることとしたい。ただし、「土屋家文書」には土屋の稲田進出後の時期の箱根山周辺産安山岩に関係する史料の残存が少ないことから、稲田進出後の土屋の後半期の事業活動は、箱根山周辺産安山岩＝「相州堅石」から稲田産花崗岩＝「稲田石」へと土木建築用材の石材需要がシフトしていく時代の趨勢の中で、稲田での事業に軸足を移していったのではないかとは考えることができよう。

おわりに

土屋大次郎は衆議院議員に当選し、政界へも活動の舞台を広げつつあった一九一〇（明治四三）年五月に五四歳で急死した。墓所は足柄下郡真鶴町の瀧門寺にあり、箱根山周辺産安山岩である本小松石製の墓石には「衆議院議員土屋大次郎墓」の文字が刻まれている。土屋大次郎の死後、事業を継承した長男康二の時代に、建築資材のカタログに掲載された土屋康二商店の広告には、「稲田産花崗石」と「相州堅石及本小松石」をその取扱石材として掲載し、「相州真鶴、岩村附近は、先代大次郎出生の地でありますために、他人の企及す可らざる便宜を有」することが記載されている。[33] 岩・真鶴など箱根山周辺産安山岩の採掘・販売から事業を興し、後半期には稲田での花崗岩の採掘・販売へと事業を拡大した土屋の事業活動は、神奈川県の石材企業家の最大の成功事例であった。本稿では、その事業活動のうち、特に前半期の箱根山周辺産安山岩に関わる事業の展開を追ってきたが、先述のとおり諸般の事情により「土屋文雄氏所蔵資料」へのアクセスが叶わなかっただけでなく、「土屋家文書」についても帳簿類や稲田での事業関係をはじめ、詳細な検討が必要な史料も少なからず残されている。土屋の事業の全体像を捉えるためには、これらの史料の検討は必要不可欠であり、さらには周辺史料を含めた分析へと研究を深化させていかなければならない。残された多くの課題があることを確認して擱筆する。

註

（1）神奈川県立歴史博物館で開催した特別展「石展　―かながわの歴史を彩った石の文化―」の開催概要は次のとおりである。会期　二〇一六（平成二八）年二月六

日から三月二七日まで、主催　神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、展示資料件数　三二三件、担当　山下浩之（神奈川県立生命の星・地球博物館）、千葉毅・鳥居和郎・新井裕美・丹治雄一（神奈川県立歴史博物館）。同展の内容については、神奈川県立歴史博物館編『石展　かながわの歴史を彩った石の文化』（特別展図録、神奈川県立歴史博物館、二〇一六年、以下「石展図録」と略記する）を参照のこと。なお、同展での本稿に関わる調査成果には、丹治雄一「近代の『相州堅石』と土屋大次郎」（「石展図録」三章、四〇～四五ページ所収）などがある。

(2) 土屋大次郎の事業活動については、「石展」終了後にも以下のような報告の機会があり、本稿は「石展」ならびにそれらの成果をもとにしたものである。丹治雄一「明治期の箱根山周辺産安山岩の石材利用と土屋大次郎の事業活動」（国史学会大会第四部会報告、於國學院大學、二〇一六年六月二六日）。同「東京湾要塞に使用された石材の調達について―石材企業家土屋大次郎の活動を中心に―」（公益財団法人かながわ考古学財団公開セミナー二〇一六「発掘調査された小原台堡塁―東京湾要塞とその時代―」事例報告3、於横浜市南公会堂、二〇一六年一〇月一〇日）、および同セミナーの報告要旨集に掲載された報告要旨（四六～五〇頁）。

(3) 土屋とその事業活動に関する研究には、櫻井光夫「明治を生き抜いた郷土の実業・政治家　土屋大次郎」（『真鶴』第二七号、一九八八年五月）、真鶴町企画調整課編『真鶴町史』資料編、通史編（真鶴町、一九九三年、一九九五年）、小林三郎『稲田御影石材史』（稲田石材商工業協同組合、一九八五年）がある。

(4) 建築史や産業史分野における石材史研究の成果としては、日本石材振興会編纂『日本石材史』（日本石材振興会、一九五六年）、前掲『稲田御影石材史』、上山和雄「野田町の石工・杉崎弥八」―その1―、―その2―、―その3―（『野田市史研究』第一七号、第一九号、第二〇号、二〇〇六年三月、二〇〇八年三月、二〇〇九年三月）、鈴木博之監修・開東閣史料編纂委員会企画・編集『岩崎彌之助高輪邸・開東閣　―建築史料集―』（開東閣委員会、二〇〇八年）、乾睦子「国内の花崗岩石材産業のあらましと現状―『稲田石』を例として―」（『国士舘大学理工学部紀要』第五号、二〇一二年三月）、川俣正英「明治二〇年代における茨城県産花崗岩石材業の展開―茨城県桜川市・笠間市を主として―」（『茨城史林』第三八号、二〇一四年六月）などを挙げることができる。

(5) 神奈川県内でのおもな調査成果としては、かながわ考古学財団編『早川石丁場群関白沢支群』（かながわ考古学財団調査報告二一三、かながわ考古学財団、二〇〇七年）、小田原市教育委員会編『早川石丁場群関白沢支群分布調査報告書』（小田原市教育委員会、二〇一五年）がある。

(6) 箱根山周辺産安山岩の中世および近世期の石材利用の概況については、前掲「石展図録」を参照のこと。

(7) 以下、明治初期の箱根山周辺産安山岩の採掘をめぐる動向に関する記述は、前掲『真鶴町史』資料編　五一八～五三二頁、前掲『真鶴町史』通史編　四六七～四七〇頁、小田原市編『小田原市史』史料編　近代Ⅰ（小田原市、一九九九年）一六七～一七六頁、小田原市編『小田原市史』通史編（小田原市、二〇〇一年）六九～七〇頁による。ここで触れた明治初期の箱根山周辺産安山岩の採掘をめぐる動向の詳細については、他日別稿にて検討したい。

(8) 「明治一八年一〇月一二日売渡　日本形船五三七石積　大新丸内第弐号（絵図）」（「明治一八年一〇月一二日」、土屋家文書、資料ID二二〇〇八〇九〇〇一、神奈川県立公文書館所蔵）。

(9) 前掲『稲田御影石材史』七〇頁にも、土屋の船舶所有と回漕業に関する記載がある。

(10) 臨時議院建築局編纂『本邦産建築石材』（三菱鉱業、一九二一年）一二八頁。なお、白丁場石の歴史に関しては、前掲「石展図録」のほか、丹治雄一「近代洋風建築に使用された石材『白丁場石』の歴史」（『遺跡学研究』第一三号、二〇一六年一一月、一〇六～一一二頁）も参照のこと。

(11) 「仮約定証（石山の材木伐出ニ付）」（明治二一年一二月一二日、土屋家文書、資料ID二二〇〇八〇九〇〇二、神奈川県立公文書館所蔵）。

(12) 「趣意金領収権利移転之証（石材共同営業権の移転）」（明治二四年一二月三一日、土屋家文書、資料ID二二〇〇八〇九〇〇六、神奈川県立公文書館所蔵）。

(13)「石材採取場監守取締方法伺出之件」（明治二三年九月一六日、土屋家文書、資料ID二二〇〇八〇九〇〇四、神奈川県立公文書館所蔵）。

(14)「陸軍省所轄石材採取場監守取締概則」（年代不詳、土屋文雄氏所蔵資料、前掲『真鶴町史』資料編、六一〇～六一一頁所収）。

(15)「人民所有石材陸軍省所有地通過ノ儀ニ付伺（足柄下郡早川村ヨリ静岡県加茂郡川奈村マデ）」（明治二三年一一月二二日、資料ID二二〇〇八〇九〇〇五、神奈川県立公文書館所蔵）。

(16)「海草塵芥御下附並監守願」（明治二六年、資料ID二二〇〇八〇九〇一〇、神奈川県立公文書館所蔵）。

(17)東京湾要塞の概要については、横須賀市教育委員会編『東京湾要塞跡　猿島砲台跡　千代ヶ崎砲台跡』横須賀市文化財調査報告書第五一集（横須賀市教育委員会、二〇一四年）を参照のこと。

(18)「契約書」（明治二六年、資料ID二二〇〇八〇九〇一一、神奈川県立公文書館所蔵）。

(19)小原台堡塁跡での凝灰岩製石積みの発掘調査に関する記述は、公益財団法人かながわ考古学財団編『小原台堡塁跡・小原第3遺跡 第1次調査　防衛大学校食堂棟新設に伴う発掘調査』かながわ考古学財団調査報告三一三（公益財団法人かながわ考古学財団、二〇一五年）一六五～一六九頁を参照のこと。

(20)「御請書（荏原郡大森町、羽田村、治水工事用石材納）　請負契約書（麹町区西日比谷町地先濠付石垣修繕工事）」（明治三二年、資料ID二二〇〇八〇九〇二五、神奈川県立公文書館所蔵）。

(21)小原台堡塁跡で出土した安山岩製石材については、前掲『小原台堡塁跡・小原第3遺跡 第1次調査』一三九頁を参照のこと。

(22)契約書（明治二七年八月二七日、資料ID二二〇〇八〇九〇一三、神奈川県立公文書館所蔵）。

(23)「契約書」（明治二四～三七年、資料ID二二〇〇八〇九〇三八、神奈川県立公文書館所蔵）。

(24)「横浜船渠株式会社史稿」（昭和戦前期、三菱重工業株式会社横浜製作所所蔵）。

(25)「横浜船渠株式会社第1・2号船渠築造用石材明細書」（明治二八年）、資料ID二二〇〇八〇九一三〇、神奈川県立公文書館所蔵）。

(26)「共同請負契約公正証書正本」（明治三一年八月二三日、資料ID二二〇〇八〇九〇二四、神奈川県立公文書館所蔵）。

(27)「謝辞」（明治三二年一二月二五日、真鶴町教育委員会所蔵）

(28)「契約書（横須賀海軍造船廠第四船渠直営工事ニ使役スル石工職供給請負ニツイテ）」（明治三五年ヵ、資料ID二二〇〇八〇九〇四一、神奈川県立公文書館所蔵）。

(29)「石材売買契約公正証書正式謄本（横浜地方裁判所管内公証人役場）」（明治三六年五月一八日、資料ID二二〇〇八〇九〇四五、神奈川県立公文書館所蔵）、「敷石工事請負契約公正証書正式謄本」（明治三六年五月一八日、資料ID二二〇〇八〇九〇四六、神奈川県立公文書館所蔵）。

(30)「契約書（副）（甲武鉄道ＫＫ建築用石材売買に関して）」（明治三六年一一月二八日、資料ID二二〇〇八〇九〇四七、神奈川県立公文書館所蔵）。

(31)「石材供給請負契約書（横浜臨時税関工事に関して）」（明治三六～三七年、資料ID二二〇〇八〇九〇四四、神奈川県立公文書館所蔵）。

(32)土屋大次郎および土屋商店の稲田での事業については、前掲『稲田御影石材史』七〇～七四頁を参照のこと。

(33)『建築資料共同型録』大正一五年（一九二七年、神奈川県立歴史博物館所蔵）。